

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号

陳 述 書

2025年4月13日

東京地方裁判所民事第38部 御中

第62号・63号事件原告 小澤 隆一

小澤隆一



1 経歴について

私は、小澤隆一と申します。2006年4月から2024年3月まで、東京慈恵会医科大学医学科教授として、主として教養教育の法学を担当してきました。2024年3月で定年退職し、現在は、同大学の名誉教授です。私は、憲法学を専攻しており、1990年4月から2006年3月まで、静岡大学人文学部法学科に所属し、憲法の教育と研究にあたりました。学会の活動としては、日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、日本財政法学会、民主主義科学者協会法律部会に所属し、いずれでも理事ないし運営委員として活動に参画し、現在は、日本公法学会の理事、民主主義科学者協会法律部会の理事長を務めています。

2 2020年に日本学術会議から会員候補者として推薦された経緯について

私は、日本学術会議との関わりでは、2008年10月から2020年9月（第21期～第24期）までの12年間、連携会員をつとめ活動に参画するとともに、現在では、特任連携会員として同会議の第一部の法学委員会の中の一つの分科会の活動に関わっています。連携会員として私は法学委員会の下に置かれた次の分科会に所属して活動しました。①「公の構造変化」分科会（21期）、②「不平等・格差社会とセーフティ・ネット」分科会（21期）、③「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会（23～24期）、④「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会（23～24期）。

またそれ以外には、日本学術会議が原子力委員会委員長からの審議依頼に応じて作成した「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」（2012年9月11日）の準備に当たった「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」の活動に参画しました。私は、この「回答」は、無害化するまで10万年のスパンを要するとされる原子力発電所から排出される「高レベル放射性廃棄物」（いわゆる「核のゴミ」）をわが国で安全に管理、処分するために、どのような手順や処分地の決定方法が妥当か、それに向けての国民的合意の形成の仕方はどうあるべきかについて検討した重要な文書であり、まさに日本学術会議ならではの活動の所産と考えています。そのような活動に関わったことを、私は一人の科学者として誇りに思い、

自らの知的生活上の財産とも受け止めています。

私が、2020年の10月から始まる第25期の日本学術会議の会員候補者として推薦を受けた際、どなたから推薦されたかは定かではありませんが、以上のような12年間にわたる連携会員としての活動が評価、判断されたものとして、負担に感じつつも栄誉なこととして受け入れる覚悟でした。それというのも、連携会員に対しては、会員候補者になりうる事が事前に周知され、それについての一般的・抽象的な承諾の回答をする手続きが会員選考過程にはあるからです。こうして、私のもとには、2020年9月末に、10月1日から開催される日本学術会議第25期第1回総会への出席を求める、第24期学術会議会長（山極寿一氏）名の案内や総会日程が届きました。

### 3 任命拒否による被害について

#### (1) 日本学術会議にとっての被害

2020年10月1日、当時の菅義偉内閣総理大臣は、105名の任命を義務づける日本学術会議法第7条の規定に反して、学術会議第25期・26期を担当する新会員を99名しか任命しませんでした。同条は、その第1項において「日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員……をもつて、これを組織する。」と定め、その第3項において「会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。」と定め、210名の半分、すなわち105名をきちんと任命することを命じているにもかかわらず、です。

この被害は、なによりもまず、日本学術会議の、人文・社会科学を中心とする第1部、とりわけ法学委員会において現れました。それというのも、任命を拒否された6名は、すべてこの第1部に属することが予定されており、6名のうち3名は法学委員会への所属が予定されていたことから、法学委員会は、もともと14名を予定していたところ11名となり、その活動は大幅に制約されるとともに、しわ寄せが11名の会員にかかりました。

私は、14名の法学委員会所属予定者のうちの唯一の憲法研究者でした。日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」としてさまざまな学術分野から会員を集めることが求められます。その日本学術会議において、「憲法研究者が一人もない」という事態を、菅総理大臣は生んでしまったのです。もちろん、会員に憲法研究者がいなくても、約2000名からなる連携会員のなかに多くの優秀な憲法研究者がおり、日本学術会議の活動において憲法学の知見が欠けるというような事態は回避できますが、それでも正会員に憲法研究者がいらないという事態は、さぞかし同僚の会員にとっては不安であり負担であったのではないかと推察します。

私は、菅総理大臣の行為は、最高裁判事の中にほぼ恒常的に配置されている「外交官」ないし「国際法学者」を外すことに匹敵する「所業」であると思います。違憲立法審査権を行使する最高裁判所にとって、条約等国際法に通じた判事を配置することは、その権限行使にとって必須のことです。そのような当該国家機関が職責を全うする上で必須とされる人員構成をゆがめることを、菅総理大臣は日本学術会議に対して行ったことを強調しておきた

いと思います。

## (2) 私自身の被害

私は、日本学術会議の会員に任命されないことを、同会議の事務局長からの 2020 年 9 月 29 日 17 時頃の電話で知りました。その際、「どのような理由からですか」と尋ねると、事務局長は「私にもわかりません」と応答されたことを覚えています。事の重大さに驚くとともに電話だけでは様子がわからないので、翌 30 日に面談をすることを申し入れ、午前中に 30 分ほど、事務局長ともうお一人の事務官と面談しました。その際にも、事務局長は「任命されない理由は私たちにもわからない。ともかく結果だけを伝えられた」とのことで、短い面談の最中に事務局長が涙ぐんで言葉を詰まらせる様子が印象的でした。

なお、私個人については、任命拒否された後に、多くのマスコミの取材や、国会議員のヒヤリングを受け、分刻みのスケジュールに忙殺される数日を過ごしましたが、しばらくすると平穏な時間が戻ってきました。そのなかで、多くの人々からの励ましやねぎらいの言葉が寄せられ、身に余る思いに溢れる日々を過ごすことになりました。

私のもとには、幸いにして、こうした善意の励ましの声しか届きませんでした。しかし、そうした声をありがたくも受け取りながら、多くの人々に心穏やかならぬ日々をもたらしてしまったことに、負い目を感じずにはいられませんでした。私の人生のなかでこれほどに気持ちが落ち込んだことはありませんでした。

また、たとえば善意の方でも、私に対して、「何が任命拒否の理由だと思いますか」と聞いてきます。しかし、それに対して、科学者のはしくれとしての私は、政府から理由が一切示されない以上、「理由はこれです」と確定的・実証的に答えることはできません。また、あえて私が、自分の学問上の見解や立場、その他自分の「思想及び良心」（日本国憲法第 19 条）に基づく考えと任命拒否との関係を、相当な因果関係をもつものとして説明してみせることは、そもそも不可能なことであり、それを要求されることは、とてもつらく負担に感じることでした。憲法研究者としての私にとって、憲法が保障する基本的人権が侵害されていると推測はできるけれども、客観的な根拠を提示して説明し、言明することができないという状況は、とても苦しいものです。「思想・良心の自由」の本質は、心にもないことを言うことを強要されない自由、すなわち「沈黙の自由」です。にもかかわらず、その言明を求められることは、「意に反する苦役」（日本国憲法第 18 条）を強いられることにも匹敵することなのです。

これが、政府の任命拒否によって、また、任命拒否をしておきながらその理由と根拠を示さない政府の行為によって、私の受けた最大の心理的被害です。

## 4 任命拒否問題についての意見

菅総理大臣は、私たち 6 名の会員任命を拒否した際に、ほぼ唯一の根拠らしいものとして、憲法第 15 条 1 項の「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利で

ある」との規定を持ち出しました。私は、憲法の研究者として、この根拠づけがいかにもスリーディングであるかを論じたいと思います。

国民と公務員との関係は、この 15 条 1 項では一律に決められておらず、公務員の性格や立場によって多様です。国民に選挙される公務員としての国会議員は、あくまでも一票ずつを持つ有権者としての国民の代表であって、「土地や森」を代表するわけにはいきません。そんなことをしたら「一票の格差」は限りなく広がってしまいます。

一方、科学者は、「動物や植物、星や地層の声を聞く」ことは許され、かつ必要なものであって、そしてそれは、公務員であるなしにかかわらず、「科学者」の役割として大切なことなのです。これは、報道機関のみなさんが、民間と公共の違いを超えて、ジャーナリストとして、世の中の下世話な関心にだけ奉仕するのではなく、理性的な世論の形成に寄与するために仕事をされるのと同じだと思います。科学者には、公務員、民間人のいずれの立場であっても、固有の役割が、人類社会・国民から期待されているはずです。

日本学術会議の会員は、この科学者としての「固有の役割」を発揮することを求められて就任する公務員です。この会員には、政治的、行政的権限を行使することは求められていません。

ところが、日本学術会議事務局が、2018 年 11 月 13 日、当時の会長や幹事会等に知らせずに作成した文書「日本学術会議法第 17 条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」では、会員任命について、憲法 15 条 1 項から、「公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならない」とし、日本学術会議法 17 条による学術会議の「推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない」としています。

これは、かつて国立大学の学長などの任命（発令）を拒否した事例で用いた論法を援用したものであると思いますが、学長の任命拒否が、憲法 23 条が保障する大学の自治との関係で、相当に問題があることはひとまず置くとして、国立大学の管理運営に当たる、いわば行政職の性格を有する学長と、「科学者の内外に対する代表」として選ばれたさまざまな学問分野の 210 名の日本学術会議会員とでは、期待されている職務が全く違います。

そして、何よりも、菅総理大臣と政府は、この間、私たち 6 名が会員に就任することが、いかなる理由で「国民及び国会に対して責任を負えない」ものであり、任命拒否が、いかなる理由で「国民及び国会に対して責任を負う」ことになるのか、一切明らかにしていないのです。理由を示さず行われ、今でも示せない任命拒否は、とうてい「国民及び国会に対して責任を負う」行為とはいえません。

このように、私たちへの任命拒否は、国民主権に照らしても甚だしい憲法違反を含むものと考えます。そして、現在の日本学術会議の法人化の動きは、日本学術会議からその「固有の役割」を奪いかねないものであると考えます。

## 5 裁判所に望むこと

今回の任命拒否が、日本学術会議法に違反することは明白です。このようなことが二度と繰り返されないためは、それが、どのような手続きで、何を根拠として行われ、その際にいかなる資料が用いられ、文書が作られたのかが明らかにされねばなりません。この国の法治主義を守る裁判所の判断を求める次第です。以上、よろしく願いいたします。

以上